

令和 7 年度 会計年度任用職員 (教育支援課 教育支援業務時間指導員) 登録案内

1 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは 1 会計年度（各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）内の任期を定めて任用される一般職の非常勤職員です。

採用されてから 1 か月間の条件付き採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、本採用となります（採用後 1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで条件付き採用期間を延長します）。

2 登録について

(1) 登録できる方の資格要件

教員免許を有する若しくは教員免許を取得見込みの者、民間施設を含む教育機関等で指導経験を有する者又は教育相談に関する専門的識見及び能力を有する者

(2) 登録の詳細

会計年度任用職員の登録は、年間を通して随時受け付けています。登録期間は、令和 8 年 3 月 31 日までです。

市所定の履歴書（顔写真を貼付の上、必要事項を記入してください。）及び登録申込書を西東京市教育部教育支援課（田無第二庁舎 4 階）へ持参又は郵送してください。

提出した書類は一切お返しできませんので、あらかじめ御了承ください。

登録申込書にて、あらかじめ希望する勤務条件を登録していただき、欠員が生じた場合に条件の合う方に御連絡をし、面接させていただきます。面接に合格された方は、採用の有無に関わらず、採用予定日の属する日の年度末まで採用候補者名簿に登録されます。

御希望の条件に合う求人がない等の理由で、登録期間中に連絡を差し上げない場合があります。

就職先が決まった等の理由で、登録を取り消したい場合は、担当まで御連絡ください。

3 欠格条項（次のいずれかに該当する方は登録できません）

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から 2 年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 主な勤務条件等

次の勤務条件等は主なものであり、実際の勤務と異なる場合があります。面接試験等の御案内の際に、業務内容、勤務日、勤務時間等を詳しく御説明します。

※報酬額は現時点のものです。今後、改定される場合もあります。

※当市の他の職(任用)と合計して一週あたり 38 時間 45 分以上働くことはできません。

職名	教育支援業務時間指導員
業務内容	教育支援センター及び不登校・ひきこもりセーフティネット事業における指導及び相談並びにこれに付随する業務
時間単価	1,560 円
勤務場所	スキップ田無教室（西原総合教育施設） Nicomo ルーム （西原総合教育施設） ニコモテラス （西原総合教育施設） スキップ保谷教室（保谷小学校敷地内） 西東京市西原町四丁目 5 番 6 号 西東京市保谷町一丁目 3 番 35 号
勤務日数及び勤務時間	月曜日から金曜日までの間で 4 日以内 午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間で 1 日 6 時間以内 休憩時間は、正午から午後 1 時まで
期末・勤勉手当及び通勤手当相当額	西東京市会計年度任用職員の報酬等に関する条例により期末・勤勉手当及び通勤手当相当の報酬を支給
社会保険等	地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入
休暇・休業等	有給休暇等は、労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与
雇入れ時健康診断	共済組合へ加入対象の方は、採用決定後、就労可能な健康状態であるかを確認するため、原則健康診断を受診

5 提出・お問い合わせ先

提出先：〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13 西東京市教育委員会教育部教育支援課
電話：042-420-2829（直通）